

平成 30 年 10 月 23 日
運 輸 安 全 委 員 会

遊漁船及び瀬渡船における落水した釣り客の救助に関する
意見に基づき講じられた施策について

運輸安全委員会は、標記について平成 30 年 2 月 22 日付けで水産庁長官に対して意見を述べたところですが、今般、意見に基づき講じた施策について通知がありましたのでお知らせします。(別添)

なお、この通知については、意見の内容を反映したものとなっています。

別添

30水管第1641号
平成30年10月22日

運輸安全委員会
委員長 中橋 和博 殿

水産庁長官

遊漁船業の実施に関する規程（業務規程）例の一部改正について

平成30年2月22日付けで発出された「遊漁船及び瀬渡船における落水した釣り客の救助に関する意見」（平成30年2月22日付け運委参第286号）を受け、遊漁船利用者の安全確保を確実に実施するため、都道府県知事及び遊漁船業務主任者養成講習実施者に対し、「運輸安全委員会からの意見について」（平成30年3月5日付け29水管第2911号）を通知した旨お知らせしたところであるが、今般、業務規程例の改正を行い、別添のとおり通知したのでお知らせする。



30水管第1641号
平成30年10月22日

(別記1)
都道府県知事 宛

水産庁長官

遊漁船業の実施に関する規程（業務規程）例の一部改正について

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第11条においては、遊漁船業者は、遊漁船利用者の安全確保等のため、業務規程を定めることとなっており、水産庁では、「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成15年3月7日付け14水管第3670号水産庁長官通知）により業務規程例を示しているところである。

今般、運輸安全委員会から当職に対し発出された「遊漁船及び瀬渡船における落水した釣り客の救助に関する意見」（平成30年2月22日付け運委参第286号）を踏まえ、遊漁船利用者の安全確保を確実に実施するため、業務規程例を別添のとおり改正したので、御了知の上、貴管下の遊漁船業者等に対して、改正内容を周知徹底するとともに、速やかに業務規程を変更するよう指導願いたい。

別記 1

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
山梨県知事
長野県知事
岐阜県知事
静岡県知事
愛知県知事
三重県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事
奈良県知事
和歌山県知事
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事

徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
福岡県知事
佐賀県知事
長崎県知事
熊本県知事
大分県知事
宮崎県知事
鹿児島県知事
沖縄県知事

30水管第1641号
平成30年10月22日

(別記2)
遊漁船業務主任者養成講習実施者 宛

水産庁長官

遊漁船業の実施に関する規程（業務規程）例の一部改正について

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第11条においては、遊漁船業者は、遊漁船利用者の安全確保等のため、業務規程を定めることとなっており、水産庁では、「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成15年3月7日付け14水管第3670号水産庁長官通知）により業務規程例を示しているところである。

今般、運輸安全委員会から当職に対し発出された「遊漁船及び瀬渡船における落水した釣り客の救助に関する意見」（平成30年2月22日付け運委参第286号）を踏まえ、遊漁船利用者の安全確保を確実に実施するため、業務規程例を別添のとおり改正したので、御了知ありたい。

については、遊漁船業務主任者を養成するための講習において、今般の業務規程例の改正内容を踏まえた事故防止対策の指導を行うとともに、引き続き遊漁船業者及び遊漁船業務主任者の安全意識の向上に努められたい。

別記2

北海道	桶本 建郎
青森県	有限会社東北小型船舶免許センター 代表取締役
青森県	尾崎 幸弘
秋田県	高桑 幸蔵
茨城県	株式会社茨城海技学院 代表取締役
東京都	一般社団法人全日本釣り団体協議会 会長
神奈川県	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会 会長
神奈川県	株式会社高松船舶 代表取締役
新潟県	株式会社船舶職員養成協会北陸信越 代表取締役
富山県	北信越釣船旅客船業協同組合 代表理事
福井県	福井県漁業協同組合連合会 代表理事会長
静岡県	有限会社船舶免許静岡更新センター 代表取締役
静岡県	渡邊 和紀
島根県	株式会社MSTC 代表取締役
広島県	一般財団法人尾道海技学院 会長
広島県	一般社団法人広島海技学院 理事長
岡山県	蛭子 孝行
山口県	一般財団法人関門海技協会 代表理事
香川県	一般財団法人四国船舶職員養成協会 会長
香川県	金岡 勝彦
愛媛県	小林海事事務所 小林 芳人
高知県	沖海事事務所 沖 幸智
福岡県	株式会社日本船舶職員養成協会西日本 代表取締役
福岡県	堀川船舶株式会社 代表取締役
福岡県	株式会社ボート免許センター 代表取締役
佐賀県	坂井 金治
熊本県	株式会社ケイエムマリン 代表取締役
長崎県	合同会社石倉海事事務所 代表社員
沖縄県	株式会社まどか海事事務所 代表取締役
沖縄県	横田 裕介
沖縄県	平本 明彦
沖縄県	川口 駿
沖縄県	玉城 正憲
沖縄県	眞喜志 治
沖縄県	仲里 修

○ 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成15年3月7日付け14水管第3670号水産庁長官通知）の一部改正 新旧対照表

改正後		改正前	
	別添		別添
業務規程例		業務規程例	
第1章 (略)		第1章 (略)	
第2章 業務の実施体制等に関する事項		第2章 業務の実施体制等に関する事項	
第4条～第6条 (略)		第4条～第6条 (略)	
(遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等)		(遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等)	
第7条 使用する遊漁船の総トン数又は長さ、定員、通信設備、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、別表4のとおりです。		第7条 使用する遊漁船の総トン数又は長さ、定員、通信設備、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、別表4のとおりです。	
2 事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に備えます。		2 (新設)	
第8条 (略)		第8条 (略)	
(従業者等の教育・訓練)		(従業者等の教育)	
第9条 (略)		第9条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 事業者は、自ら及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。		3 (新設)	
第3章・第4章 (略)		第3章・第4章 (略)	
別表1～別表7 (略)		別表1～別表7 (略)	
別表8 安全の確保のため周知すべき内容及び方法		別表8 安全の確保のため周知すべき内容及び方法	
周知の方法 (該当に○)	周知する内容 (該当に○)	周知の方法 (該当に○)	周知する内容 (該当に○)
() 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面を配布する。	一般的事項 * () 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと * () 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと * () 航行中、波の影響により船体が動揺することから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること * () 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと * () 救命胴衣及び救命浮環の保管場所及び使用方法 * () 落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 * () 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等（船に	() 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面を配布する。	一般的事項 * () 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと * () 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと * () 航行中、波の影響により船体が動揺することから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること * () 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと * () 救命胴衣等の保管場所 (新設) * () 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等（船に

	備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域 に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着 用すること ()その他()
	磯等渡しの場合 * () 磯等渡し及び磯等の上においては、救命胴衣等を着用 すること * () 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連 絡方法 ()その他()
(略)	(略)

別表9・別表10 (略)

	備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域 に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着 用すること ()その他()
	磯等渡しの場合 * () 磯等渡し及び磯等の上においては、救命胴衣等を着用 すること * () 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連 絡方法 ()その他()
(略)	(略)

別表9・別表10 (略)